

令和4年

桑折町農業委員会会議録

第5回総会

令和4年5月16日

桑折町農業委員会

桑折町農業委員会総会

1. 日 時 令和4年5月16日 午後3時25分

2. 場 所 桑折町役場 大会議室

3. 応召委員 次のとおりです。

1 古川 清	2 蓬田 浩幸
3 氏家 浩	4 浅野 国英
5 朽木 泰男	6 高橋 貢
7 佐藤 親	8 小野 策七
9 佐藤 徳雄	10 浅尾 日出夫

農地利用最適化推進委員

桑折地区 井浦 成晴 北半田地区 早田 與喜治
伊達崎地区 亀岡 範彦 (欠席)

4. 本日の議事に参加した委員は、上記応召委員10名及び、農業委員会の要求により出席した農地利用最適化推進委員2名です。

5. 総会日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第11号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

6. 本日の会議に出席した農業委員会事務局職員は次のとおりです。

事務局長 八巻 靖之
係長 吉田 安孝
主任主査 松原 義行
農業振興調整官 荒川 光弘

7. 本会議開会宣言

(桑折町農業委員会会議規則により会長が議長となる)

会 長

ただ今から令和4年第5回総会を開会いたします。

本日の出席委員は10名中10名です。在任する委員の過半数が出席しており、桑折町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立しております。

まず、総会日程第1の議事録署名委員を指名いたします。

桑折町農業委員会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

会 長

それでは議事録署名委員を指名いたします。

1番 古川 清 委員

2番 蓬田 浩幸 委員 を指名いたします。

会 長

それでは、総会日程第2の議案第11号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第11号、農地法第3条 整理番号1、2、3を朗読後、説明】

詳細につきましては、議案書及び協議会で説明したとおりです。

整理番号1について、譲受人は農地の集約になり、経営規模拡大にもなります。引き続き一体的に耕作するため、営農に影響はないと考えます。

整理番号2について、周辺農地を含めて農地を大きくすることで、作業効率が高まり、経営安定にもつながります。引き続き一体的に耕作するため、営農に影響はないものと考えます。

整理番号3について、譲受人が耕作している農地の隣接地になる農地で、譲受人の経営規模拡大となります。引き続き一体的に耕作するため、営農に影響はないものと考えます。

以上、整理番号1から3については、3条許可要件をすべて満たしていますので、問題はないと考えます。

会 長

ただいまの説明に関連して、整理番号1の地区担当である 早田與喜治 推進委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

早田委員

整理番号1について、現地を確認してきました。
申請地は譲受人が耕作している農地の隣接地になります。
申請地は、譲受人の農地を通らないといけない農地のため、不便な農地です。
今回、所有権移転により整理番号1の農地を取得することで、自己所有地に隣接し一体化することになり効率がよくなること、周辺の農地に影響を与えるものではないこと、今後も耕作することが確実と思われるので、問題はないと考えます。
本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと思います。

会 長

ありがとうございます。続いて整理番号2について地区担当である井浦 成晴 推進委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

井浦委員

整理番号2について、現地を確認してきました。
譲受人は、飯舘村から伊達市へ避難し、令和2年から農地を取得し営農を行っております。申請地は、令和2年に取得した農地の隣接地であり、譲受後については、整地の上、梨の栽培を行う計画になっています。
今回、所有権移転により、整理番号2の農地を取得することで、自己所有農地に隣接し一体化することになり効率よく利用し、農業経営を行うものであります。
本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な

利用の確保に支障は生じないものと思います。

会長

ありがとうございます。続いて整理番号3について地区担当の地区担当である 亀岡 範彦 推進委員より現地調査の結果ならびに補足説明をお願いするところではありますが、所用により欠席ですので事務局からお願いします。

事務局

亀岡推進委員から、現地調査について報告を受けておりますので、事務局で代読させていただきます。

整理番号3について、現地を確認してきました。

申請地は譲受人が耕作している農地の隣接地になります。

今回、所有権移転により、整理番号3の農地を取得することで、効率よく耕作が可能となること、周辺の農地に影響を与えるものではないこと、今後も耕作することが確実に思われますので、問題はないと考えます。

本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと思います。

会長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第11号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長

全員賛成ですので、議案第11号は、原案のとおり決定いたしました。

た。以上を持ちまして、5月総会に提出されました案件は全部終了いたしました。

令和4年第5回総会を閉会いたします

閉 会（午後3時32分）

上記会議の経過を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年5月16日

桑折町農業委員会会長

桑折町農業委員会議事録署名人

桑折町農業委員会議事録署名人